

軽石の無償譲渡に関する手引き

伊江村

令和4年5月16日

1 目的

この手引きは、令和3年8月に発生した小笠原諸島・福德岡ノ場の海底火山噴火で発生し沖縄県に漂流・漂着した軽石であって、国、県、市町村、ボランティア等により回収され、村が管理する仮置場に保管されている軽石（以下、単に「軽石」という。）の無償譲渡について必要な事項を定める。

2 無償譲渡の手続

2-1 村は、次に定める事項に同意する者（法人を含む。）に、軽石を無償で譲渡するものとする。

(1) 沖縄県が、別に示す軽石の成分等調査結果資料（以下、「サンプリングによる検査結果、用法についての注意事項(仮)」という。）の内容を理解した上で、次の条件に同意し遵守すること。

- ① 軽石はフレコンバック詰め(約1m³)又は土のう袋詰め(約0.06m³)を1単位として引き渡すものとする。
- ② 村は、軽石が利活用の目的に応じた品質を保持していることを保証しない。
- ③ 軽石には、海岸漂着物等の異物が混入している場合があること。
- ④ 引き渡された軽石の性質（粒の不揃い、粒のもろさ、ごみ等異物の混入、県が調査した成分分析結果等）に照らして合理的な利活用を行うこと。
- ⑤ 軽石の利活用が第三者に及ぶ場合は、当該第三者に対し、海岸に漂着した軽石を利活用した物であることを情報提供すること。
- ⑥ 軽石の運搬、保管、利活用、処分等にあたっては、関係法令を遵守し、周辺の生活環境や周辺農地等への塩分流出等の支障が生じないよう適切に行うこと。
- ⑦ 村は、譲渡後の軽石の利活用により生じたトラブルについて一切の責任を負わないこと。
- ⑧ 運搬費用等、軽石の譲受に要する一切の費用は譲受者が負担すること。
- ⑨ 村は、軽石等（容器、異物を含む）の返還は受けないこと。
- ⑩ 村から、軽石の運搬、保管、利活用、処分等の状況について情報提供を求められた場合は可能な限り協力すること。

(2) (1)に列記した事項を誓約する申込書（様式1）を村に提出すること。

2-2 譲受希望者は、1週間前までに、2-1(2)の申込書(様式1)を村の受付窓口に出し、引渡の日時、数量、その他必要な事項について事務調整を行うものとする。

3 引渡しの際の記録

村(県から軽石の管理について委託された者を含む。)は、軽石を譲受者等(譲受者の委任を受け引渡しを受ける者を含む。)に引き渡す時は、次の事項を記録するものとする。なお、1日の間に行われる複数の引渡しは1回と数えるものとする。

- ① 引渡年月日
- ② 譲受者の氏名
- ③ 引渡を受けた者の氏名(法人にあっては法人名を併記)
- ④ 引渡を受けた者の連絡先
- ⑤ 引渡数量

4 譲渡後の情報提供

村は、軽石の成分等について新たな知見が得られたときは、速やかにホームページで公表するなどし、譲受者への情報提供に努めるものとする。